

## 新潟県条例第27号

新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第64号）  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(経営の基本) <b>第2条</b> (略) 2 電気事業に係る発電所の最大出力は、次のとおりとする。ただし、太陽電池発電所の最大出力は、企業局長が定める。 (略) (略) 3・4 (略)	(経営の基本) <b>第2条</b> (略) 2 電気事業に係る発電所の最大出力は、次のとおりとする。ただし、太陽電池発電所の最大出力は、企業局長が定める。 (略) <u>新高田発電所</u> <u>2,500キロワット</u> (略) 3・4 (略)

### 附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。